

本会議のあらまし

令和8年館林市議会第1回定例会は、3月6日から25日までの20日間の会期で開かれました。

この定例会に市長から提案された議案等は追加議案も含め24件で、審議の結果、いずれも原案のとおり同意、承認、可決されました。その他、委員会提出議案1件、請願1件の審議が行われました。

人事案件

▽諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

委員の大拙輝一さんが、本年6月30日をもって任期満了となるが、再推薦したいとして、人権擁護委員法の規定により、議会に意見を求められたもので、推薦につき全員一致で同意されました。

▽諮問第2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

委員の上山晴美さんが、本年6月30日をもって任期満了となるが、再推薦したいとして、人権擁護委員法の規定により、議会に意見を

条例の制定

求められたもので、推薦につき全員一致で同意されました。

▽議案第9号 館林市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例

子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律の施行に伴い、0歳6か月から満3歳未満までの未就園児が、保護者の就労要件を問わず利用可能枠の中で保育所等を利用することができ特定乳児等通園支援事業を給付制度として実施するに当たり、事業者として満たすべき基準を定める条例を制定するもので、全員一致で可決されました。

条例の改正

▽議案第3号 館林市事務分掌条例の一部を改正する

条例の組織機構改革による事務分掌の変更等に伴い、主に、市税の賦課・徴収は自治体における財源確保の根幹をなすものであるため、政策企画部税務課及び納税課で行っている事務を、本市運営の基礎的な部分を支える総務部の分掌する事務とするため、また、まちづくりに関わる多様な主体の連携を円滑かつ強固なものとするため、総務部行政課で行っている館林市区長協議会事務局等の事務を市民環境部の分掌する事務とするため、本条例の一部を改正するもので、賛成多数で可決されました。

▽議案第4号 館林市防災会議条例の一部を改正する

条例の教育委員会において、教育委員会事務局の名称を「教育部(教育委員会事務局)」に変更したことに伴い、本条例の一部を改正するもので、全員一致

で可決されました。

▽議案第5号 館林市行政手続条例の一部を改正する

条例のデジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律の施行に伴い、行政手続において、聴聞等の意見陳述手続の通知を公示送達によって行う場合の方法について、インターネットによる公表に加え、従来の掲示場への掲示又は事務所に設置したパソコン画面での閲覧を併用する方法に改めるため、本条例の一部を改正するもので、全員一致で可決されました。

▽議案第6号 館林市手数料条例の一部を改正する

条例のコンビニエンスストア等における住民票の写し等の交付に係る手数料の額を引き下げるに当たり、多機能端末機を利用することにより交付を受ける証明書に係る手数料の額を、1件又は1通につき200円とするため、本条例の一部を改正するもので、全員一致で

可決されました。

▽議案第7号 向井千秋記念子ども科学館条例の一部を改正する

条例の名称を「たてばやし施設」に変更し、地域資源としての利活用を促進するほか、機器の更新等に伴う料金の見直しを行うに当たり、施設の名称を「たてばやし向井千秋記念子ども科学館」に変更するため、及び、プラネタリウム観覧料等の料金を改定するため、並びに、プラネタリウムドーム等の貸館の実施に伴う使用許可の要件及び使用料を規定するため、本条例の一部を改正するもので、賛成多数で可決されました。

▽議案第8号 館林市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める

条例の一部を改正する条例の乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、規定中の文言等の整理を行うため、本条例の一部を改正するもので、全員一致で可決されました。